

H I G A S H I M I K A W A

広報

ひがしみかわ

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

暮らしに寄り添う大切な資源

特集

とよがわ
東三河と豊川の結びつき

Vol.19
2024.7

主な内容

- ・介護保険だより
- ・令和6年度 予算紹介
- ・消費生活だより
- ・東三河広域連合議会 議会報告

東三河広域連合

東三河広域連合は、東三河8市町村で構成される特別地方公共団体です。

とよ がわ 東三河と豊川の結びつき

暮らしに寄り添う大切な資源

奥三河の山々や大小の河川をはじめとする自然に囲まれた東三河地域。中でも、延長77キロメートル・流域面積724平方キロメートルを誇る豊川は、東三河で最も広大です。その豊かな水で沿岸の土地をうるおし、農業・水道・工業用水として、私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらしてくれています。

豊川の出発点へ行ってみよう！

愛知県設楽町の段戸山（標高1,152メートル）の森からはじまり、山間渓谷を流れて三河湾へと注ぐ豊川。その源流部に広がる段戸裏谷原生林「きららの森」では、自然の中で楽しい時間を過ごすことができます。また、段戸裏谷原生林はブナの原生林が大地にしみ込んだ雨水を大量に保つことから、“緑のダム”とも呼ばれています。ほかの森林と比べても特に保水力が優れていて、地域の人々の生活面や産業面においても貴重な存在です。

四季折々の表情を楽しみながら 自然あふれる外遊びを満喫

愛知県最大級の規模を誇る約130ヘクタールのブナの原生林。敷地内には、樹齢200年を超える巨木がそびえたち、多くの野鳥や湿原植物も見られます。手つかずの自然を残す原生林は貴重で、国有林となっています。

また、きららの森には、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」までを結ぶ東海自然歩道が通っています。整備された散策路では、森林浴やウォーキング、バードウォッチングなどを楽しむことができます。

訪れる人々が様々な楽しみ方を見つけられる「きららの森」。豊川の水源地からの豊かな恵みを感じながら、リフレッシュしてみませんか。

す。雪解けが始まる春にはマンサ

クやオオカメノキ、ブナの芽などが見られ、新緑が映える夏にはコマドリなどの野鳥に出会えます。そして、秋には華やかな色彩に包まれる紅葉、冬には雪景色の中でテンなどの動物が顔をのぞかせたりと、四季折々の表情が目を楽しませてくれます。

訪れる人々が様々な楽しみ方を見つけられる「きららの森」。豊川の水源地からの豊かな恵みを感じながら、リフレッシュしてみませんか。



▲マンサク



▲テン



ウォーキング

日常では体験することのできない大自然でのウォーキングは、心も身体も癒してくれます。

様々な生命が息づく原生林で野鳥たちのさえずりを聞きながら、その姿を観察してみましょう。



バードウォッチング

景色



季節によって表情が変わる景色も見どころです。訪れるたびに、私たちの目を楽しませてくれます。

東三河地域の水源豊川用水について知ろう

豊川の水は、1968(昭和43)年に完成した豊川用水によって、東三河地域の5市と静岡県の湖西市で利用されるようになりました。総延長約112キロメートルもある幹線水路によって送られた水は、「**農業用水**」「**水道用水**」「**工業用水**」として利用され、人々の暮らしや産業に欠かせないたくさんの水を1日も休むことなく届けて地域をうるおし続けています。また、かつては頻繁に洪水を繰り返していた豊川ですが、霞堤と呼ばれる不連続堤の設置や1965(昭和40)年に完成した豊川放水路などにより、被害は緩和されるようになりました。



住民の協力の上に成り立つ 豊川用水のあゆみ

農業に適した温暖な気候でありながら、干害に見舞われることも多く、東三河地域の農家は作物を育てるのに大変苦労していました。特に渥美半島は大きな川がなく、水の確保が非常に困難でした。そこで、豊川の水を引くという一大プロジェクトを提案したのが、現田原市出身の政治家・近藤寿市郎翁です。1949(昭和24)年の宇連ダムの着工を皮切りに建設工事が始まり、水路や調整池などが整備されました。1958(昭和33)年には、豊川用水の通水に先駆けて宇連ダムが完成しました。このプロジェクトには、ダムの建設による生活環境の変化への理解や、100ヘクタールを超える事業用地の取得・家屋の移転など、水源となる上流地域の農家や住民の協力が不可欠でした。これらの協力があってこそ、豊川用水の恩恵を受けることができたのです。



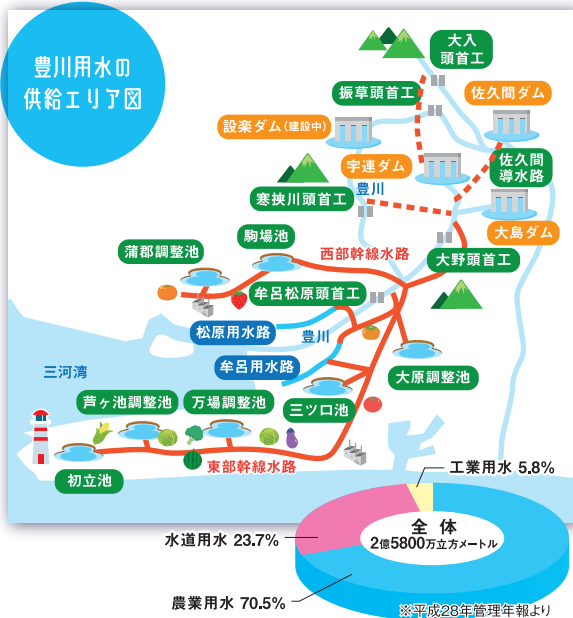
▲キャベツ畑



▲菜の花畑

安定的な水の供給で 地域の発展に大きく貢献!

豊川用水の通水により、安定的な水の供給が可能となりました。1年間に使われる水の量は約2億5,800万立方メートルです。その大部分が、農業用水として約17,500ヘクタールの農地に供給されています。これにより、ハウスなどの施設園芸が大幅に増加し、栽培される作物もサツマイモや麦から野菜や果物中心に変わりました。その結果、豊川用水地域の農業産出額は1968(昭和43)年の約376億円から、2022(令和4)年には約1,680億円に増加し、全国屈指の農業が盛んな地域となりました。水道用水は、5市の約73万人が日常生活用水として利用しています。また、工業用水として豊橋地区・蒲郡地区・湖西地区の約80事業所に供給され、製造品出荷額は1969(昭和44)年の約2,680億円から、2021(令和3)年には約5.7兆円にまで増加しました。このように、豊川の水は地域の人々にとって欠かせない大切な資源となっています。



かみ
紙とデジタルどちらでもできるよ♪



くに ほの国 HONOKUNI スタンプラリー STAMPRALLY



開催期間 令和6年4月1日(月) ▶ 令和7年2月28日(金)

東三河地域内32か所のスポットを巡るスタンプラリーを開催！各施設でスタンプをゲットしてね♪

対象者

ほの国こどもパスポート※を持っている東三河在住・在学の小中学生

※ほの国こどもパスポートとは、東三河に在住・在学の小中学生に配布されているカードです。
対象施設の窓口で提示すると入場料等が無料になります。

応募締切

令和7年2月28日(金)まで

参加方法

参加方法は2つ♪



「デジタル」で
参加する場合は
こちらから！！

東三河広域連合HP

デジタルで参加する場合は、右上の二次元コードを読み取ってね♪

紙で参加する場合は、学校で配布された台紙を利用するか、東三河広域連合HPからダウンロードしてね！

賞品

特賞

スタンプを16個
集めると応募できるよ！
東三河の特産品・食事券・
施設入園券など
14,000円分
+
図書カード3,000円分

はずれても、
抽選で
8名

金賞

スタンプを8個
集めると応募できるよ！
東三河の特産品 など
10,000円分
+
図書カード2,000円分

はずれても、
抽選で
10名

銀賞

スタンプを5個
集めると応募できるよ！
東三河の特産品 など
5,000円分
+
図書カード2,000円分

はずれても、
抽選で
13名

みのりん賞

スタンプを2個
集めると応募できるよ！
図書カード2,000円分
抽選で
150名



東三河の美味しい
ものや図書カード
が当たるよ♪

市町村キャラクター 左から ©田原市キャベゾウ ©新城市のんすけ ©蒲郡市トまる ©豊川市宣伝部長いなりん ©豊橋市トヨッキー ©設楽町とまーしーなちゃん ©東栄町オニスター ©豊根村ボンタ

お問い合わせ先：〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 東三河広域連合 総務課 スタンプラリー係
☎ 0532-35-6006 受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

学生による、地域のPR

若者目線で東三河の魅力を発信します！ in 豊橋創造大学 / 短期大学部



企画始動

#学生😊

#広報活動
Public Relations Activities

01 企画内容

KIKAKU NAIYO

SNSを活用し、東三河の魅力を発信していく事業です。今年度は豊橋創造大学/短期大学部の学生と連携し、若者目線の情報発信を行います。主に動画を用いての発信を予定しており、使用する素材(写真や動画)は、学生自前で収集し、投稿記事を作成していきます！

02 活動内容

KATSUDO NAIYO

当企画のオープニングイベントとして発足式を5月に行いました。その後は、実際にSNSで投稿していく前に、SNSの基礎知識や注意点、そして動画の制作方法などを学ぶための研修を実施。学生たちは、ネットリテラシーなどの知識を身に着けたうえで情報発信をしていきます！

03 今後の予定

KONGO NO YOTEI

今後は、具体的なターゲットやどういった情報を発信していくのか、チームに分かれ活動を進めていきます。年間を通し、チームごとに東三河の魅力を発掘し発信していきます！

東三河広域連合では、下記の2つのインスタグラムを運用しています！今後、当企画のSNSアカウントが作成された際には、下記のアカウントでも発信していきますので、是非フォローしてみてください♪



東三河
- ひがしみかわ -
Instagram

東三河の豊かな自然やグルメ、イベントなどの魅力的な写真を掲載しています！



東三河で働く人
Instagram

東三河の企業や、そこで働く若手社員を取材し、地元で働くことや暮らすことの魅力を発信しています！



#SNS

#東三河😊

#地域PR企画

65歳以上の方の令和6年度 介護保険料をお知らせします



介護保険 だより Vol.16

東三河8市町村にお住まいの65歳以上の方の介護保険料を
8月にお知らせします。

詳しくは、お手元に届く介護保険料納入通知書（本算定）でご確認ください。

令和6年度から介護保険料が変わりました

01 介護保険料を決定する際の基準額が変更となりました

基準額は年額59,160円（月額4,930円）になります。この基準額は、東三河8市町村の高齢化率や介護に使われるお金の見込額等を基に算出されています。

02 所得段階の細分化を行いました

低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、国標準の第13段階を細分化するなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定しました。

利用者負担 段階	対象者	保険料率	保険料率年額 (保険料月額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額 及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.285	16,860円 (1,405円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との 合計額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.485	28,692円 (2,391円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額 及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	40,524円 (3,377円)
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯課税）で、課税年金収入金額 及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	50,286円 (4,190円)
第5段階	・本人が市町村民税非課税（世帯課税）で、課税年金収入金額 及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	基準額	59,160円 (4,930円)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	70,992円 (5,916円)
第7段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	76,908円 (6,409円)
第8段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	88,740円 (7,395円)
第9段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	100,572円 (8,381円)
第10段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.80	106,488円 (8,874円)
第11段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.90	112,404円 (9,367円)
第12段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×1.95	115,362円 (9,613円)
第13段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.00	118,320円 (9,860円)
第14段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	130,152円 (10,846円)
第15段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.40	141,984円 (11,832円)

※下線部分が第8期事業計画期間からの変更箇所です。

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値（円未満の端数は切捨て）です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額）を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、「公的年金等に係る雑所得」を控除して得た額です。また、課税年金の所得金額（所得税法第35条第2項第1号に規定の額をいう。以下同じ。）及び当該合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項の金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額）から10万円を控除して得た額です。

問い合わせ先

介護保険課 保険料グループ

☎0532-26-8466・8467

◆介護保険 負担限度額認定証更新のご案内

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費、部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は、有効期限が7月31日までとなっており、8月以降も認定が必要な場合、更新手続きが必要となります。

現在認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付しましたので、お近くの市町村窓口へ持参、または郵送にて申請手続きをお願いします。申請受付後、要件を満たす方には新しい認定証を送付します（7月末頃発送予定）。対象となる要件は以下の通りで、所得と預貯金の両方の要件に当てはまる必要があります。

① Check Point

申請する際、記載した通帳の写しなどの添付が**必須**です。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
適用年月日	から
有効期限	まで
介護の負担限度額	円
居住費又は滞在費の負担限度額	円
負担限度額	円
保険者番号並びに保険者の名称並びに所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469

利用者負担段階	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方	預貯金・有価証券の合計額が1,000万円以下であること (夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が650万円以下であること (夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が550万円以下であること (夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	預貯金・有価証券の合計額が500万円以下であること (夫婦は合計1,500万円以下)

◆介護保険 負担割合証を送付します

「負担割合証」は介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です。支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代等の費用は対象となりませんのでご注意ください。

現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっておりますので、新たに令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間有効となる証書を送付します（7月末頃発送予定）。申請手続きは不要ですが、証書が届いたら、必ず担当ケアマネジャー、入所中の介護保険施設等にご提示ください。

負担割合 及び 適用期間をご確認ください。負担割合は「1割」、「2割」、「3割」のいずれかです。適用期間内に割合が変更される場合、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番 号	
被 住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称並びに所在地及び印	東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号(0532)26-8468 8469

問い合わせ先

介護保険課 給付グループ

☎0532-26-8468・8469

介護人材の確保と定着を支援します

介護人材活用促進事業

※事業3年度目(委託事業者:株東海道シグマ)

民間介護事業所で職場実習を受けながら介護職員初任者研修を修了し、介護事業所への就職(正社員・パート)を目指します。最長で2.5か月間の実習・研修期間中も委託事業者より給与が支払われます。グループホームや訪問介護事業所など働く場所も多様に選べます。

対 象 者

介護職への就職を希望する介護の資格を持たない方

募 集 人 数

25人

募 集 期 間

令和6年6月～令和7年1月(募集人員に達し次第終了)

費 用

無料(研修にかかる費用の自己負担もありません)

内 容

就労マッチングの後に東三河の民間介護事業所にて職場実習(紹介予定派遣)を受けながら介護職員初任者研修を修了し、双方合意により介護事業所へ就職します。

※詳細は、(株)東海道シグマHP、介護保険課HPに掲載

申 請 方 法

(株)東海道シグマへ電話・FAX・Webにてお申し込みください。

問い合わせ先

(株)東海道シグマ 地域福祉支援事業部 豊橋事務所
豊橋市前田南町1丁目1-1(202) (平日9:30～17:30)

☎ 0532-21-7228 FAX 054-272-0373

申し込みはこちらから



介護職員初任者研修受講支援補助金

対 象 者

介護職員初任者研修課程を修了した方で、下記のすべてに該当する方

- ① 東三河8市町村に住民票がある方
- ② 国・県・市町村その他の機関からこの補助金と同様の補助を受けていない方
- ③ 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ④ 市町村税等の滞納がない方

補 助 額

上限30,000円
(受講料・実習費・テキスト代が補助対象経費となります)

申 請 方 法

介護職員初任者研修修了の日から1年以内に、下記の書類を添えて市町村介護保険担当窓口へご提出ください。

- ① 研修の受講料等の領収書
- ② 研修課程を修了した旨の証明書
- ③ 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

※添付書類は原本をご提出ください。①②は受付にて写しを取らせていただきます。

介護従事者就労支援補助金

対 象 者

下記のすべてに該当する方

- ①過去に介護職員初任者研修受講支援補助金の交付を受けている方
- ②介護職員初任者研修の修了の日から1年以内に東三河8市町村に所在する指定介護サービス事業所へ新たに就労し、同一事業所で1年以上就労している方
- ③市町村税等の滞納がない方

補 助 額

20,000円

申 請 方 法

当該事業所に新たに就労し1年を経過した日から1年以内に、下記の書類を添えて市町村介護保険担当窓口へご提出ください。

- ①就労証明書
 - ②市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書
- ※添付書類は原本をご提出ください。

介護支援専門員等資格取得補助金

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を受講し資格を取得した方に対して、研修費用の一部を補助します。

対 象 者

下記のすべてに該当する方

- ①介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を修了している方
- ②申請日時時点で、東三河広域連合構成市町村に所在する指定介護サービス事業所へ、介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該指定介護サービス事業所の人員基準に含まれる職種として就労している方
- ③国、県、市町村、指定介護サービス事業所、その他機関からこの補助金と同様の補助を受けていない方（交通費や宿泊代を除く）
- ④同一の研修に対して、過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ⑤市町村税等の滞納がない方

補 助 額

・介護支援専門員実務研修 30,000円 ・再研修 22,000円 ・主任介護支援専門員研修 30,000円

申 請 方 法

介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了の日から起算して1年以内に、各市町村介護保険担当課窓口または広域連合介護保険課窓口へ、下記の書類をご提出ください。

- ①東三河広域連合介護支援専門員等資格取得補助金交付申請書（様式第1号）
- ②介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修の修了証書
- ③就労証明書（様式第2号）
- ④市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

※添付書類は原本をご提出ください。②は受付にて写しを取らせていただきます。

在宅介護を支援します

家族介護者リフレッシュ事業 ※今年度より映画館、ボウリング場もご利用できます

ご家族を在宅で介護する方(家族介護者)が心身をリフレッシュするために利用する東三河の温泉利用施設等の利用料金助成券を支給します。対象となる皆様の世帯あてに6月末、ご案内と助成券との引換書を送付しています。

対 象 者

前年度1年間に於いて次の要件をすべて満たす要介護者の方と同一世帯であり、同居して主に介護していた方1名

- ①東三河広域連合構成市町村内に住所を有していること
- ②要介護1～5の認定を受けていること(要支援は対象外)
- ③下表に記載する施設サービス等の利用月が3か月以下であること

サービス区分	施設分類	サービス区分	施設分類
施設サービス	介護老人福祉施設	居宅サービス	特定施設入居者生活介護
	介護老人保健施設	地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護
	介護療養型医療施設		地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護医療院		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内 容

事前に登録している東三河の温泉等入浴施設、映画館、ボウリング場で使用できる6,000円分の家族介護者リフレッシュ助成券(400円×15枚)を支給します。

支 給 方 法

介護保険課より送付する「家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書」の引換要件をご確認のうえ、最寄りの郵便局(簡易郵便局以外)にて同引換書を家族介護者リフレッシュ助成券と引き換えてください。

グループホーム入居者負担軽減事業

グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の利用者負担が困難な低所得の方に対し負担額の軽減を支援します。

軽減対象者

下記のすべてに該当する方

- ①東三河8市町村に住居票と利用するグループホームがあること
- ②利用者の世帯が市町村民税非課税世帯であり、配偶者も市町村民税非課税であること
- ③預貯金等の額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は、両者の合計が2,000万円以下)であること
- ④生活保護を受給していないこと

内 容

軽減対象者は、グループホームの家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担に対する軽減支援を受けられます。※ご利用のグループホームが本事業に登録され、軽減を実施している必要があります。

軽 減 金 額

500円/日

申 請 方 法

申請書を市町村介護保険担当窓口へご提出ください。

※最終残高が記帳されたすべての預貯金通帳等を最新の状態にしてご持参ください。

詳しい内容やお申込みについては、介護保険課のホームページ(<https://www.east-mikawa.jp/>)でお知らせしています。

問い合わせ先

介護保険課 地域包括ケアグループ ☎0532-26-8472

市町村窓口

豊橋窓口(豊橋市長寿介護課内)
☎0532-51-3130

豊川窓口(豊川市介護高齢課内)
☎0533-89-2173

蒲郡窓口(蒲郡市長寿課内)
☎0533-66-1176

新城窓口(新城市高齢者支援課内)
☎0536-23-7688

田原窓口(田原市高齢福祉課内)
☎0531-23-3217

設楽窓口(設楽町町民課内)
☎0536-62-0519

東栄窓口(東栄町福祉課内)
☎0536-76-1815

豊根窓口(豊根村住民課内)
☎0536-85-1313

認知症高齢者等居場所検索支援事業

認知症の方を見守るご家族等へ、GPSを用いた位置情報検索サービスの利用に必要な初期費用の一部を助成します。

助成対象者

認知症により行方不明になるおそれのある40歳以上の方を在宅介護するご家族等

※いずれの方も東三河市町村に住民票があること

内 容

GPSを用いて、見守りや居場所確認を行う位置情報検索機器の本体・付属品購入費用、サービス加入料金を助成します。 ※機器・付属品・サービスの内容により対象とならない場合もあります。

助 成 額

上限10,000円

申請方法

位置情報検索サービスへ加入後6か月以内に、申請書、支払いを証明する書類、利用機器・サービスの金額及び仕様が分かる資料を添えて、市町村介護保険担当窓口へご提出ください。

地域の介護予防等の活動を支援します

地域リハビリテーション活動支援事業

地域の通いの場のほか介護サービス事業所などにリハビリ専門職を派遣し、出前講座の実施や技術的な指導・助言により介護予防活動の取組を支援します。

対 象 者

- ① 月1回程度、5人以上の参加者で、介護予防活動等を実施する通いの場の運営団体（政治、宗教、営利活動を目的とする団体でないこと）
- ② 下記のすべてに該当する事業所
 - (1) 広域連合における指定介護サービス事業所又は指定介護予防サービス事業所、若しくは広域連合構成市町村が運営・委託する地域包括支援センター
 - (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていない事業所
 - (3) 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をする事業所
- ③ 介護予防に資するボランティア又はボランティア養成の対象者

内 容

- ① 地域における出前講座：地域の公民館等へ出張し、テーマに沿って講習を行います
- ② 介護サービス事業所支援：事業所に対し、集団・個別のリハビリ方法等の講習を行います
- ③ 介護予防に資するボランティア又はボランティア養成の対象者向け講座：資質向上のため、介護予防に関する講習を行います

費 用

無料

申請方法

支援を希望する場合は、派遣依頼を市町村介護保険担当窓口へご提出ください。

高齢者疑似体験セットの貸出

高齢者の認知症や加齢による日常生活動作への影響を疑似体験できる高齢者疑似体験セットを貸出し、各種教室や講座等で活用いただくことにより高齢者への理解を促進します。

対 象 者

広域連合内に住所のある方や事業所のある法人
その他団体（使用目的が、政治、営利、宗教活動でないこと）

内 容

疑似体験セットの貸出を希望する方へ、最長7日間貸出を行います。大人用（全身装備版）・大人用（半身装備版）・子ども用（半身装備版）の3種類あります。

貸出費用

無料（搬送等の費用が生じる場合があります）

申請方法

貸出開始日の2週間前までに、申請書を市町村介護保険担当窓口へご提出ください。（貸出と返却は広域連合介護保険課までお願いします。）

SNSをきっかけとした

消費者トラブルにご注意を！

SNS(会員制交流サイト)上の、大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたった広告や、「簡単にもうかる」「誰でも稼げる」などの投稿やメッセージには、注意が必要です。また、SNS上で知り合った相手から誘われて、副業ビジネスなどの契約や投資のための入金を求められるトラブルも近年増加しています。

SNS上の広告がきっかけの主なトラブル

定期購入に関するトラブル

健康食品や化粧品などの「お試し」定期購入に関するもの

詐欺・模倣品のトラブル

洋服・かばん・靴・アクセサリ・家電製品や家具を注文したけど、商品が届かない・偽物が届いた

DMに関するトラブル

知らないアカウントから「転売ビジネスでもうけられる」というDMが届いた

副業のトラブル

「いい副業がある」とオンラインサロンへの入会を勧誘されて、高額な入会費を請求された



消費生活 だより Vol.19

みんなで守ろう消費生活

東三河広域連合の

各消費生活センターに寄せられた

相談から件数の多い事例を紹介します。

トラブルに遭わないためのポイント！

Point
01

SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう。

虚偽・誇大表示をする広告や投稿、宣伝はうのみにせず、冷静に特約条項や契約内容を確認することが大切です。

Point
02

申込み前には「最終確認画面」をスクロールして、 契約条件を最後まで必ず確認しましょう。

契約条件が記載されている画面をスクリーンショットなどで保存しておく、万が一トラブルになってしまった時にも安心です。

Point
03

SNSで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。

お金を支払ったとたんに連絡ができなくなるケースがありますが、相手を特定することが難しく、返金を求めることは困難です。

Point
04

学生証、運転免許証、健康保険証などの 身分証明書の情報は絶対に渡さないようにしましょう。

また、個人情報や身元が特定されるような書き込みは安易にしないようにしましょう。一度流出してしまった情報は、拡散すると消去が困難です。

消費生活センター
ってどんなところ？



Instagramの公式アカウントができました！

東三河広域連合消費生活センター公式Instagramでは、センターの公式マスコット「こいきくん」が、消費生活に関する最新情報を分かりやすく発信します。ぜひフォローしてみてください！

公式
Instagram



公式マスコットこいきくん

各消費生活センターでは、平日(9:00~16:30)に相談を受け付けています。おかしいなあ、困ったなあと思ったらご相談を！

総合センター ☎0532-51-2305

豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東館12階

田原センター ☎0531-23-3818

田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 北庁舎1階

豊川センター ☎0533-89-2238

豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市役所 北庁舎4階

設楽相談室 ☎0536-62-0527

設楽町田口字辻前14番地
設楽町役場 産業課内
(オンライン相談のみ)

蒲郡センター ☎0533-66-1204

蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市役所 新館2階

東栄相談室 ☎0536-76-1812

東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町役場 経済課内
(オンライン相談のみ)

新城センター ☎0536-23-6260

新城市宇東入船115番地
新城市役所 本庁舎2階

豊根相談室 ☎0536-85-1316

豊根村下黒川字蔵平2番地
豊根村役場 産業課内
(オンライン相談のみ)

消費者ホットライン ☎188

最寄りの消費生活窓口につながります。ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。
※PHS・IP電話・ひかり電話の一部は使えません。※定額通話対象外番号です。

東三河広域連合 令和6年度予算

令和6年度予算 677億6,160万円

■ 一般会計……………106億5,160万円(構成比15.7%) ■ 介護保険特別会計……………571億1,000万円(構成比84.3%)

令和6年度の主な重点事業

一般会計

◆地方創生につながる広域連携事業の推進

- ・公共施設相互利用(ほの国スタンプラリー等)
- ・東三河の情報発信(魅力発信インスタグラム等)
- ・山村都市交流拠点施設整備事業
- ・新たな広域連携調査研究

◆共同処理事務の着実な実施

- ・様々な年齢層に向けた消費者啓発事業の充実
- ・障害支援区分認定審査会運営体制の強化

介護保険特別会計

◆介護保険事業の推進

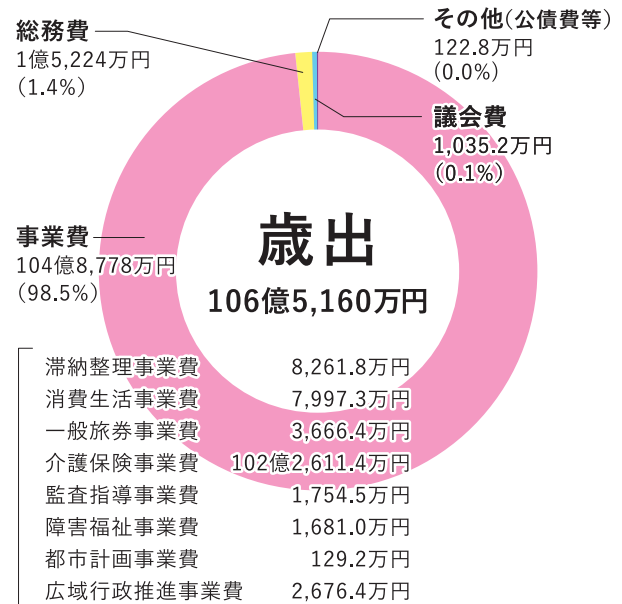
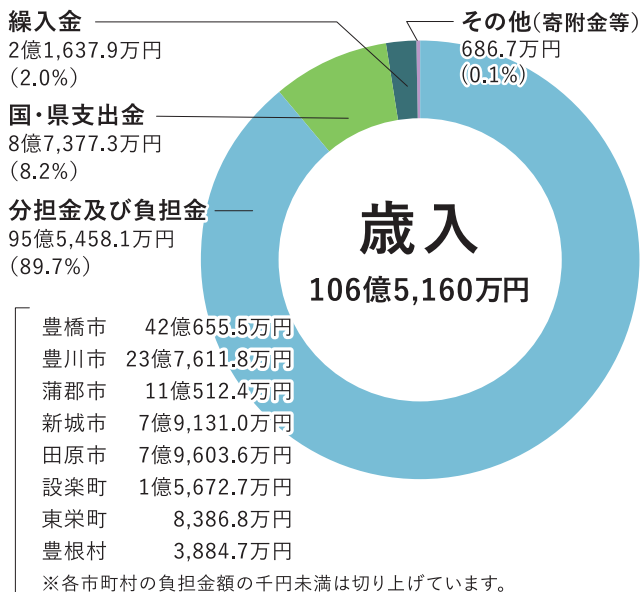
- ・介護人材確保支援
- ・家族介護者リフレッシュ助成券の発行
- ・中山間地域居宅サービス運営支援金の交付



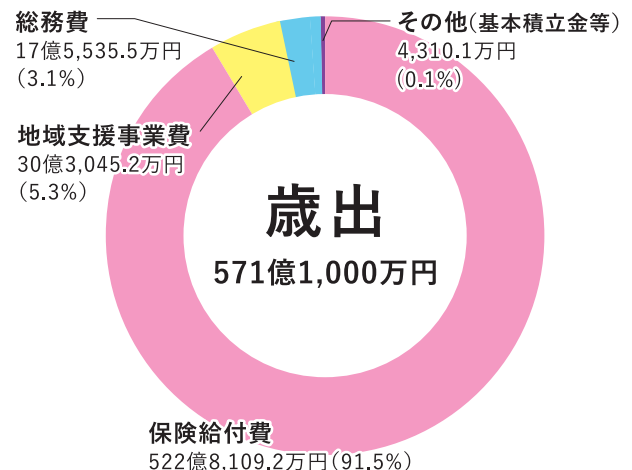
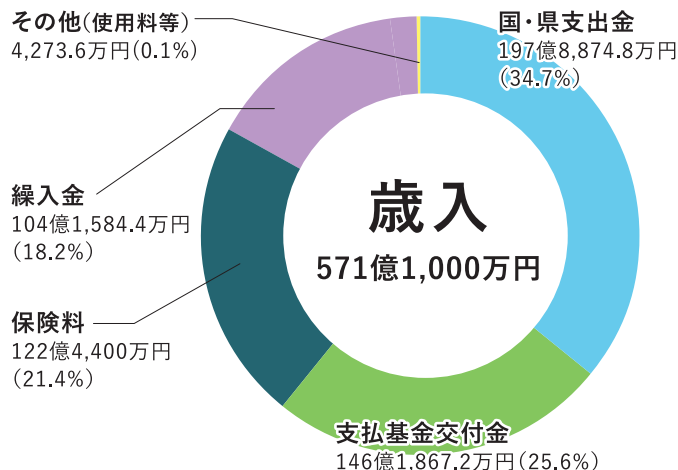
各会計の令和6年度の
主な事業と予算を紹介するよ!



一般会計 106億5,160万円 (対前年度比101.7%)



介護保険特別会計 571億1,000万円 (対前年度比101.4%)



※()内は構成比です。また、各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

蒲郡市

ふじた ひろき
藤田 裕喜 議員



【一般質問】 介護予防に関する 取り組みについて

- ㊦ 健康寿命の延伸に向けて、
東三河広域連合の介護予防に関する
取り組みについて伺う。

A 東三河広域連合では、高齢者の心身の状態の維持や加齢に伴う悪化防止に向け、介護予防に取り組むことは重要であると考えており、地域支援事業において様々な介護予防活動を実施している。市町村ごとに地域資源を活かして取り組む介護予防教室の開催や地域における介護予防活動への支援のほか、総合事業として、統一的な基準により取り組む予防のための通所サービスや訪問サービスなどの提供をしている。また、東三河広域連合が主体的に運営するリハビリテーション専門職による運動機能向上に向けた支援など多くの事業を積極的に進めている。

田原市

ないとう きくえ
内藤 喜久枝 議員



【一般質問】 在宅医療・介護連携の 推進について

- ㊦ 医療・介護の分野におけるICTは、すでに
推進活用されていると思うが、DXを進めるため
今後の活用の現状や課題の対応について伺う。

A 東三河広域連合では、在宅医療と介護の連携において、ICTを活用した情報共有ツールとして地域の医療機関や介護事業所で利用されている電子連絡帳を活用し、在宅医療を支える医療・介護関係者による多職種連携の推進に取り組んでいる。また、県においては、介護サービス情報公表システムを運用し、同じく県が運営するあいち医療情報ネットと連携しながら医療と介護の情報検索が行いやすい環境を整えている。しかしながら、ICTの活用においては、苦手意識を持つ方も多く、どのように利用につなげていくかが課題である。医療・介護関係者の情報共有の支援として、市町村ごとに電子連絡帳に関する説明会や研修会などを実施し、普及に努めている。

東三河広域連合議会 報告

2月定例会

東三河広域連合議会2月定例会が令和6年2月7日・8日に開かれました。令和6年度予算案や条例案などが審議され、いずれも原案通り可決されました。審議された議案は次のとおりです。

【予算】

- 令和6年度東三河広域連合一般会計予算
- 令和6年度東三河広域連合介護保険特別会計予算
- 令和5年度東三河広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

【条例】

- 東三河広域連合長等の損害賠償責任の一部の
免責に関する条例の一部を改正する条例
- 東三河広域連合手数料条例の一部を
改正する条例
- 東三河広域連合介護保険条例の一部を
改正する条例
- 東三河広域連合障害支援区分認定審査会委員の
定数等を定める条例の一部を改正する条例

設楽町

ななはら つよし
七原 剛 議員



【一般質問】 中山間地における 介護保険事業について

- ㊦ 北部圏域の居宅サービスについて、
提供体制の確保や利用増加のための具体的
な取り組みについて伺う。

A 事業者の運営環境が整うことで、介護人材の確保や定着、新たな利用者の確保や増加につながるものと考えており、第9期介護保険事業計画期間においては、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への運営支援の対象をこれまでの訪問系サービス事業者に加え、通所系サービス事業者や居宅介護支援事業者まで拡充するなど、中山間地域における居宅サービス事業者への事業継続支援を一層進めていきたい。また、中山間地域の介護人材確保対策として、職員の通勤費や借家等への入居費の支援、移住・定住施策との連携などの新たな取り組みについて、北部圏域市町村と継続的に協議を重ねているところであり、引き続き地域の意向等の把握に努めながら必要な施策を検討していきたい。

5月臨時会

東三河広域連合議会臨時会が令和6年5月31日に開かれました。議長・副議長の選挙のほか、単行案が審議され原案どおり可決されました。

【単行案】

○監査委員の選任について

◆議長・副議長

指名推選により、議長には鈴木基夫議員（蒲郡市）、副議長には尾崎雅輝議員（豊橋市）が当選されました。

◆監査委員

監査委員として伊藤真千子議員（議員のうちから選任される者：東栄町）を選任することについて議会で同意されました。

◆議会構成

広域連合議員の変更等に伴い、議会の委員構成が変更され、次のとおりとなりました。

《みらい広域委員会》（13人）

委員長 柴田賢治郎（新城市）	副委員長 星川 博文（豊川市）
岡田 浩二（東栄町）	尾崎 雅輝（豊橋市）
坂口 和男（豊根村）	星野 隆輝（豊橋市）
鈴木 達雄（新城市）	斎藤 啓（豊橋市）
辻 史子（田原市）	富田 潤（豊川市）
原田 直幸（設楽町）	大場 康議（蒲郡市）
本多 洋之（豊橋市）	

《福祉委員会》（13人）

委員長 梅田 早苗（豊橋市）	副委員長 内藤喜久枝（田原市）
伊藤真千子（東栄町）	佐々木和美（豊川市）
清川 長次（豊根村）	中野 香余（蒲郡市）
齊藤 竜也（新城市）	鈴木 基夫（蒲郡市）
古川 美栄（田原市）	鈴木みさ子（豊橋市）
七原 剛（設楽町）	中村 直巳（豊川市）
石河 貫治（豊橋市）	

《議会運営委員会》（9人）

委員長 富田 潤（豊川市）	副委員長 鈴木みさ子（豊橋市）
岡田 浩二（東栄町）	梅田 早苗（豊橋市）
齊藤 竜也（新城市）	佐々木和美（豊川市）
古川 美栄（田原市）	中野 香余（蒲郡市）
本多 洋之（豊橋市）	

豊橋市

すずき

みさこ

鈴木 みさ子 議員



介護の質の確保のための、
【一般質問】施設における不適切介護・基準違反などに対する広域連合の対応について

◎ 施設における虐待事案の再発防止や予防に対する取り組みと、運営指導・監査について伺う。

A

高齢者の虐待事案については、東三河広域連合と構成市町村が連携を図りながら、通報や苦情等の情報共有を行い、互いの共通認識となるよう対応している。また、令和6年4月1日からは委員会の設置、指針の整備、研修の開催、担当者の配置が義務化されることから、介護保険事業者講習会を通じて事業者に向けて周知を図っている。また、東三河広域連合では、定期的に運営指導を実施するほか、運営基準違反や不正請求などについての情報提供を受けた際には、内容を精査し、その事実が認められる可能性が高い場合には臨時的な運営指導を実施する。運営指導では、不正請求などを現認した時点で監査に切り替え、対応している。

豊橋市

いとう

てつろう

伊藤 哲朗 議員



【一般質問】広域連携事業へのふるさと納税の活用について

◎ 山村都市交流拠点施設整備事業への企業版ふるさと納税の活用と課題について伺う。

A

企業版ふるさと納税の実施主体は国の定める要件を満たした都道府県や市町村に限られており、東三河広域連合は地域再生計画を策定することはできないものの、実施主体にはなり得ないため、活用については各市それぞれの判断になるものと考えている。しかしながら、山村都市交流拠点施設整備事業の財源は重要な課題と認識しており、財源確保について前広に勉強していきたい。活用の課題としては、寄附の受け方など実現可能性も含め、あらかじめ各市でよく調整する必要があると考えている。また、企業版ふるさと納税は令和6年度までの時限措置のため、今後の動向を注視する必要があると考えている。

全面広告

財源確保を目的に有料広告を掲載しています。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、取扱商品等については、東三河広域連合が必ずしも推奨するものではありません。
内容については直接広告主へお問い合わせください。

《発行》
東三河広域連合総務課

〒440-0806
愛知県豊橋市八町通二丁目16番地(豊橋市職員会館4階)
TEL: 0532-35-6000 FAX: 0532-56-1555

ホームページ <https://www.east-mikawa.jp/>
公式Instagram「@higashimikawa」
<https://www.instagram.com/higashimikawa/>



Instagram



東三河のマスコット
「みのりん」